

## 【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願9種類356件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成17年度とすること等のほか、特例公債の発行額の縮減に関し所要の規定を整備するとともに、平成11年度の当初予算における社会保障関係費の量的縮減目標に関し所要の規定を整備しようとするものである。

**平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案**は、平成10年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置等を講じようとするものである。

**地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案**は、平成10年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行うとともに、一定の不動産取得に係る不動産取得税について特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための特例措置を講じようとするものである。

**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、地方交付税の総額を確保するため、平成10年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものである。

4案については、5月13日、本会議において、趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、4案を一括して議題とし、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、一般質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会における質疑は、総合経済対策の景気浮揚効果、財政構造改革と景気対策の整合性、弾力条項の具体的な発動の条件、社会保障関係費の縮減目標緩和の理由、特別減税方式の是非と今後の税制の在り方、総合経済対策に伴う地方財政負担の増大と支援策等、多岐にわたり熱心に行われた。

5月29日、質疑を終わり、討論の後、採決の結果、4案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

**中央省庁等改革基本法案**は、行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、国の行政組織及び事務・事業の減量、効率化等の改革について、基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものである。

本法案については、5月22日、本会議において、趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、総理大臣及び関係大臣に対する省庁別集中質疑を行ったほか、参考人から意見聴取を行った。

委員会における質疑は、中央省庁等改革の基本方針、地方分権の推進と本法制定の手順、新省庁権限規定の在り方の検討、巨大官庁への権限集中による利害等、多岐にわたり熱心に行われた。

6月9日、質疑を終わり、討論の後、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決された。

## (2) 委員会経過

### ○平成10年1月12日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成10年5月22日（金）（第2回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第112号)(衆議院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴き、

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上両案について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成10年5月25日（月）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第112号)(衆議院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上4案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、小淵外務大臣、尾身経済企画庁長官、上杉自治大臣、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、小里総務庁長官、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、島村農林水産大臣、村岡内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

### ○平成10年5月26日（火）（第4回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第112号)(衆議院送付)

院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上4案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、上杉自治大臣、小渕外務大臣、尾身経済企画庁長官、瓦建設大臣、小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年5月27日(水)(第5回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第112号)(衆議院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上4案について松永大蔵大臣、上杉自治大臣、瓦建設大臣、小渕外務大臣、村岡内閣官房長官、藤井運輸大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、町村文部大臣、島村農林水産大臣、伊吹労働大臣、疋田会計検査院長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年5月28日(木)(第6回)

○財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第112号)(衆議院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上4案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

野村総合研究所研究理事 富田 俊基君

日本労働組合総連合会経済産業局長 芹生 琢也君

明治大学政治経済学部教授・富士総合研究所客員理事 高木 勝君

中央大学法学部教授 貝塚 啓明君

地球市民ジャーナリスト工房代表 早房 長治君

日本大学法学部教授 北野 弘久君

○平成10年5月29日(金)(第7回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第112号)(衆議院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上4案について橋本内閣総理大臣、小渕外務大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、松永大蔵大臣、上杉自治大臣、久間防衛庁長官、島村農林水産大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人日本銀行副総裁山口泰君及び同銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第112号) 賛成会派 自民、社民、さき  
反対会派 民主、公明、共産、自由、二院、新社
- (閣法第113号) 賛成会派 自民、社民、さき  
反対会派 民主、公明、共産、自由、二院、新社
- (閣法第115号) 賛成会派 自民、社民、さき  
反対会派 民主、公明、共産、自由、二院、新社
- (閣法第116号) 賛成会派 自民、社民、さき  
反対会派 民主、公明、共産、自由、二院、新社

#### ○平成10年6月1日(月)(第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 中央省庁等改革基本法案(閣法第41号)(衆議院送付)について小里総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成10年6月2日(火)(第9回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央省庁等改革基本法案(閣法第41号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、上杉自治大臣、亀井国土庁長官、小泉厚生大臣、町村文部大臣、伊吹労働大臣、村岡内閣官房長官、谷垣科学技術庁長官、堀内通商産業大臣、松永大蔵大臣、島村農林水産大臣、瓦建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

#### ○平成10年6月3日(水)(第10回)

- 中央省庁等改革基本法案(閣法第41号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、小渕外務大臣、小里総務庁長官、瓦建設大臣、藤井運輸大臣、上杉自治大臣、松永大蔵大臣、小泉厚生大臣、下稲葉法務大臣、谷垣科学技術庁長官、大木環境庁長官、伊吹労働大臣、島村農林水産大臣、町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

#### ○平成10年6月4日(木)(第11回)

- 中央省庁等改革基本法案(閣法第41号)(衆議院送付)について参考人静岡県知事石川嘉延君、松江市長宮岡壽雄君、社団法人経済団体連合会事務総長内田公三君、日本労働組合総連合会会長鷲尾悦也君及び財団法人日本証券経済研究所主任研究員紺谷典子君から意見を聴いた後、各参考人及び参考人行政改革会議事務局長水野清君に対し質疑

を行った。

○平成10年6月5日（金）（第12回）

- 中央省庁等改革基本法案(閣法第41号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、上杉自治大臣、小里総務庁長官、町村文部大臣、大木環境庁長官、小泉厚生大臣、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、尾身経済企画庁長官、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年6月8日（月）（第13回）

- 中央省庁等改革基本法案(閣法第41号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、小淵外務大臣、堀内通商産業大臣、下稲葉法務大臣、松永大蔵大臣、谷垣科学技術庁長官、伊吹労働大臣、町村文部大臣、小泉厚生大臣、大木環境庁長官、亀井国土庁長官、島村農林水産大臣、瓦建設大臣、藤井運輸大臣、鈴木北海道開発庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年6月9日（火）（第14回）

- 中央省庁等改革基本法案(閣法第41号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、上杉自治大臣、松永大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第41号) 賛成会派 自民、社民、さき

反対会派 民主、公明、共産、自由、二院、新社

○平成10年6月18日（木）（第15回）

- 請願第22号外355件を審査した。
- 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨

#### 中央省庁等改革基本法案（閣法第41号）

##### 【要 旨】

本法律案は、平成9年12月3日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる中央省庁等改革について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 第1 総則

- 1 中央省庁等改革は、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もって自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

- 2 国は、基本理念にのっとり、中央省庁等改革を推進する責務を有する。
- 3 政府は、遅くともこの法律の施行後5年以内に、できれば平成13年1月1日を目標として、中央省庁等改革による新たな体制への移行を開始するものとする。

## 第2 内閣機能の強化

- 1 内閣総理大臣が、内閣の首長として、国政に関する基本方針について、閣議にかけることができることを法制上明らかにするものとする。
- 2 内閣総理大臣以外の国务大臣の総数を15人から17人程度とする措置を講ずるものとする。
- 3 内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担うものとする。また、国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整等に関する機能を担うものとし、これらの機能を強化する措置等を講ずるものとする。
- 4 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整等を行い、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。また、内閣府に、外局として防衛庁、国家公安委員会及び金融庁を置くものとするとともに、特定重要事項担当の国务大臣、経済財政諮問会議等の機関等を置くものとする。
- 5 国の行政機関の事務次官等の幹部職員の任免を行うに際し内閣の承認を要することとする。

## 第3 国の行政機関の再編成

- 1 新たな省の名称は、総務省、法務省、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省、労働福祉省及び教育科学技術省とし、主要な任務及び主要な行政機能を定めるものとする。
- 2 内閣府及び新たな省等の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとし、1つの府省の内部部局として置かれる局の数を基本として10以下とすることを目標とするものとするとともに、外局として置かれる委員会及び庁は、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。
- 3 新たな省の編成方針について定めるものとする。
- 4 政府は、府省間における政策についての協議及び調整のための制度を整備するものとする。
- 5 政府は、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

## 第4 国の行政組織等の減量、効率化等

- 1 政府は、国の事務及び事業の見直しを行い、民間事業への転換、地方公共団体等への移譲又は廃止、独立行政法人の活用、国の規制の撤廃又は緩和、補助金等の合理化等の方針に従い、国の行政組織等の減量、効率化等の措置を講ずるものとする。
- 2 現業の改革
  - (1) 郵政事業について、政府は、国営の新たな公社（郵政公社）を設立するために必要な措置を講ずるものとするとともに、資金運用部への預託を廃止する等の措置を講ずるものとする。
  - (2) 政府は、国有林野事業に関し、業務運営の適正化及び財務の健全化等を総合的か

つ計画的に推進するものとするとともに、造幣事業及び印刷事業の経営形態の在り方を検討するものとする。

3 政府は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要がない一定のものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた独立行政法人の制度を設けるものとする。

4 その他の見直し

(1) 政府は、施設等機関等について、所要の見直し等を行うものとする。

(2) 政府は、国の規制及び地方公共団体に対する補助金等の見直しを行うものとする。

(3) 政府は、地方支分部局の整理及び合理化等のために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 政府は、公共事業について、国が直接行うものを限定する等の見直しを行うものとする。

(5) 府省の編成の時において、官房及び局の総数をできる限り90に近い数にするともに、課等の総数を1,000程度にし、編成後5年間に於いてできる限り900に近い数とするよう努めるものとする。また、国の行政機関の職員の定員について、10年間で少なくとも10分の1の削減を進める。

第5 関連諸制度の改革との連携

1 政府は、公務員制度の改革について、早期に具体的成果を得るよう引き続き検討を行うものとする。

2 政府は、行政情報公開制度確立等のため必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、地方分権を進め、地方の行財政制度の改革について更に本格的な検討を進めるものとする。

第6 新たな体制への移行の推進に関する総合調整、必要な法律案等の立案、必要な基本的な計画の策定等中核的事務を処理するため、内閣に、内閣総理大臣を長とする中央省庁等改革推進本部を置く。

第7 附則

1 この法律は、中央省庁等改革推進本部に関する規定を除き、公布の日から施行する。

2 新たな省の名称については、当該省が担う任務をより適切に表す名称となるよう検討を行うこと及びその結果に基づきこの法律において規定するものと異なるものとするを妨げない。

**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第112号）**

**【要 旨】**

本法律案は、現下の経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成17年度とすること等のほか、特例公債を発行する場合におけるその発行額の縮減に関し所要の規定を整備するとともに、平成11年度の当初予算における社会保障関係費の量的縮減目標に関し所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 財政構造改革の当面の目標の年度を平成15年度から平成17年度に改める。

2 特例公債を発行する場合においては、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は国内

総生産の伸び率の低い事態が継続する等の経済活動の著しい停滞が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除き、その発行額の縮減を図ることとする。

- 3 平成11年度の当初予算における社会保障関係費の額の増加額は、できる限り抑制した額とすることとする。
- 4 本法律は、公布の日から施行する。

## 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第113号）

### 【要 旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢にかんがみ、平成10年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者等が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置を講ずるほか、住宅取得促進税制の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第1 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正

##### 1 特別減税の額の引上げ

平成10年分の所得税について、既の実施している特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施することとし、その額は、本人について2万円、控除対象配偶者又は扶養親族1人について1万円の合計額とする。ただし、既の実施している特別減税の額（本人について1万8,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人について9,000円の合計額、以下「当初分」という。）と追加実施する特別減税の額（以下「追加分」という。）との合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度とする。

##### 2 特別減税の実施方法

###### (1) 事業所得者等

平成10年分の所得税に係る第1期の予定納税額の納期を同年8月1日から同月31日までの期間（現行同年7月1日から同月31日までの期間）とする等の特例措置を講ずることとし、原則として、第1期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税の額を控除し、控除しきれない部分の金額は、第2期の予定納税額（11月納付分）から控除することにより実施する。

###### (2) 給与所得者

平成10年8月1日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分を控除し、控除しきれない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施する。

###### (3) 公的年金等の受給者

(2)の給与所得者の特別減税に準じた方法により実施する。

#### 第2 租税特別措置法の一部改正

- 1 増加試験研究費等の税額控除制度について、中小企業者等の試験研究費の額に係る特例の税額控除割合を100分の10（現行100分の6）に引き上げる。
- 2 中小企業者等が取得等をする一定の機械装置等について、一定の要件の下に、取得



価額の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除の選択適用を認める等の措置を講ずる。

3 住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率及びその適用期間を拡充し、平成10年居住分について6年間の控除限度額の総額を170万円から180万円に引き上げる等の措置を講ずる。

4 特定電気通信設備の特別償却制度について、適用対象に、一定のテレビジョン放送事業者が取得する放送番組の効率的な制作に資する一定の設備を追加し、取得価額の100分の20の特別償却を認める。

### 第3 その他

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に伴う平成10年度の租税減収見込額（初年度）は、1兆4,730億円である。

## 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第115号）

### 【要 旨】

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、平成10年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 第1 地方税法に関する事項

#### 1 道府県民税及び市町村民税

(1) 平成10年度分の個人の道府県民税及び市町村民税（以下「個人住民税」という。）について、所得割の額から控除する特別減税の額を、次のとおり引き上げる。

① 納税義務者本人 1万7,000円（現行8,000円）

② 控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 8,500円（現行4,000円）

(2) 普通徴収の方法によって徴収する平成10年度分の個人住民税の第1期の納期を7月（現行6月）とする。

(3) 特別徴収の方法によって徴収する平成10年度分の個人住民税について、市町村長は特別徴収税額を6月30日まで（現行5月31日まで）に通知しなければならないこととする。

#### 2 不動産取得税

宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用に供する土地を居住者である個人から平成10年7月1日から平成12年6月30日までの間に取得した場合について、当該住宅の取得の日から6月以内に当該住宅及び当該土地を当該個人以外の個人にその居住の用に供するために譲渡したときに限り、一定の減額を行う特例措置を講じる。

### 第2 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置として減税補てん債を発行することができることとする。

### 第3 その他

- 1 この法律は、平成10年5月31日から施行する。
- 2 この法律の施行に伴う平成10年度の地方税の減収見込額（初年度）は、5,013億円である。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案（関法第116号）

### 【要 旨】

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成10年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 地方交付税の総額の特例

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成10年度分の地方交付税の総額の特例として、4,713億6,000万円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるとともに、同特別会計における借入金を4,000億円増額する。

#### 2 基準財政需要額の算定方法の特例

総合経済対策を円滑に実施するため、平成10年度に限り「緊急地域経済対策費」を設け、基準財政需要額に算入する。

#### 3 基準財政収入額の算定方法の特例

平成10年度における道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税による減収額並びに不動産取得税の減税による減収額として自治省令で定める額を基準財政収入額に加算する特例を設ける。

#### 4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

| 番号  | 件名  | 先議院 | 提出月日      | 参議院                 |                |                | 衆議院                 |                         |                 |
|-----|---|-----|-----------|---------------------|----------------|----------------|---------------------|-------------------------|-----------------|
|     |   |     |           | 委員会付託               | 委員会議決          | 本会議議決          | 委員会付託               | 委員会議決                   | 本会議議決           |
| ※41 | 中央省庁等改革基本法案                                 | 衆   | 10. 2. 17 | 10. 5. 22           | 10. 6. 9<br>可決 | 10. 6. 9<br>可決 | 10. 4. 10<br>行政改革特委 | 10. 5. 11<br>可決<br>附帯決議 | 10. 5. 12<br>可決 |
|     |   |     |           | ○10. 5. 22 参本会議趣旨説明 |                |                | ○10. 4. 10 衆本会議趣旨説明 |                         |                 |
| 112 | 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案               | 衆   | 5. 11     | 5. 13<br>(予備)       | 5. 29<br>可決    | 5. 29<br>可決    | 5. 12<br>経済対策特委     | 5. 21<br>可決             | 5. 22<br>可決     |
|     |   |     |           | ○10. 5. 13 参本会議趣旨説明 |                |                | ○10. 5. 12 衆本会議趣旨説明 |                         |                 |
| 113 | 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 | 衆   | 5. 11     | 5. 13<br>(予備)       | 5. 29<br>可決    | 5. 29<br>可決    | 5. 12<br>経済対策特委     | 5. 21<br>可決             | 5. 22<br>可決     |
|     |   |     |           | ○10. 5. 13 参本会議趣旨説明 |                |                | ○10. 5. 12 衆本会議趣旨説明 |                         |                 |
| 115 | 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案                      | 衆   | 5. 11     | 5. 13<br>(予備)       | 5. 29<br>可決    | 5. 29<br>可決    | 5. 12<br>経済対策特委     | 5. 21<br>可決             | 5. 22<br>可決     |
|     |   |     |           | ○10. 5. 13 参本会議趣旨説明 |                |                | ○10. 5. 12 衆本会議趣旨説明 |                         |                 |
| 116 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案                          | 衆   | 5. 11     | 5. 13<br>(予備)       | 5. 29<br>可決    | 5. 29<br>可決    | 5. 12<br>経済対策特委     | 5. 21<br>可決             | 5. 22<br>可決     |
|     |   |     |           | ○10. 5. 13 参本会議趣旨説明 |                |                | ○10. 5. 12 衆本会議趣旨説明 |                         |                 |